

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「令和5年度における対応状況等に関する調査結果」のうち、秋田県の集計結果は次のとおりです。

<調査の概要>

調査方法：養介護施設従事者等による高齢者虐待及び養護者による高齢者虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

利用上の注意：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

<調査結果の推移>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報件数	12	16	14	18
	虐待の事実が認められた件数	7	6	4	7
2 養護者による高齢者虐待	相談・通報件数	168	177	179	216
	虐待の事実が認められた件数	65	62	60	84
合計	相談・通報件数	180	193	193	235
	虐待の事実が認められた件数	72	68	64	91

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設を含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

(1) 相談・通報対応件数

県内全25市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は18件であった。令和4年度は14件であり、4件増加した。

(表1) 相談・通報件数

	令和4年度	令和5年度	増減
件数	14	18	+4

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員又は元職員」が28.6%、「施設・事業所の管理者」が28.6%、「家族・親族」が14.3%、であった。

(表2) 相談・通報者（複数回答）

	本人による 届け出	家族・ 親族	当該施設 職員又は 元職員	施設・ 事業所 の管理者	医療機関 従事者	介護 支援 専門員	県から 連絡	警察	その他 ・不明	合計 ※
人数	0	3	6	6	0	0	0	0	6	21
構成比(%)	0.0	14.3	28.6	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	100.0

※ 相談・通報者には重複があるため、合計人数は相談・通報件数18件と一致しない

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(3) 事実確認の状況

事実確認調査を行った結果、虐待の「事実が認められた事例」は7件であった。

(表3) 事実確認調査の状況

	件数	構成比(%)
事実確認調査を行った事例	17	(94.4)
事実が認められた	7	[38.9]
事実が認められなかった	9	[50.0]
判断に至らなかった	1	[5.2]
事実確認調査を行っていない事例	1	(5.2)
虐待ではなく調査不要と判断した	1	[5.2]
調査を予定している又は検討中の事例	0	[0.0]
都道府県へ調査を依頼	0	[0.0]
その他	0	[0.0]
合計	18	100

(4) 虐待と判断された事例

令和5年度中に「市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例」は7件であった。高齢者虐待防止法第25条の規定に基づき、令和6年5月31日付けで秋田県公式ウェブサイトにおいて、状況を公表している。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/81936>

(5) 虐待発生要因

養介護施設における虐待7件の発生には複数の要因があるが、「チームケア体制・連携体制が不十分」（7件）、「経営層の現場の実態の理解不足」（6件）、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」（6件）、「職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい」（6件）、「職員が相談できる体制が不十分」（6件）、「職員の業務負担の大きさ」（6件）等の要因が多く挙げられている。

(表4) 虐待の発生要因 (複数回答・母数7)

		件数	構成比(%)
運営法人の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	3	42.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	4	57.1
	経営層の現場の実態の理解不足	6	85.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	4	57.1
	不安定な経営状態	0	0.0
	その他	0	0.0
組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	3	42.9
	高齢者へのアセスメントが不十分	3	42.9
	チームケア体制・連携体制が不十分	7	100.0
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	6	85.7
	事故や苦情対応の体制が不十分	3	42.9
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	3	42.9
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	5	71.4
	職員の指導管理体制が不十分	4	57.1
	職員研修の機会や体制が不十分	4	57.1
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	6	85.7
	職員が相談できる体制が不十分	6	85.7
その他	0	0.0	
虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	3	42.9
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	5	71.4
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	5	71.4
	職員の業務負担の大きさ	6	85.7
	職員のストレス・感情コントロール	5	71.4
	職員の性格や資質の問題	4	57.1
	待遇への不満	1	14.3
	その他	1	14.3
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	4	57.1
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	4	57.1
	医療依存度が高い	0	0.0
	意思表示が困難	3	42.9
	職員に暴力・暴言を行う	1	14.3
	他の利用者とのトラブルが多い	0	0.0
	その他	1	14.3

(6) 虐待等による死亡事例

虐待等による死亡事例は、0件であった。

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(1) 相談・通報対応件数

県内全 25 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 216 件であった。令和 4 年度は 179 件であり、37 件増加した。(対前年比 20.6%増)

(表 5) 相談・通報件数

	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
件 数	179	216	+37

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「警察」からの相談・通報が 37.9%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 20.5%であった。

(表 6) 相談・通報者 (複数回答)

	介護 支援 専門員	介護保 険事業 所職員	医療 機関 従事者	近隣 住民・ 知人	民生 委員	被虐待 者本人	家族・ 親族	虐待者 自身	市町村 職員	警察	その他 ・不明	合 計
人 数	46	18	11	3	5	11	19	1	10	85	15	224
構成比 (%)	20.5	8.0	4.9	1.3	2.2	4.9	8.5	0.4	4.5	37.9	6.7	100.0

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

※ 相談・通報者には重複があるため、合計は相談・通報件数 216 件と一致しない

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は 194 件 (89.8%) で、「訪問調査を行った事例」が 149 件 (69.0%)、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 44 件 (20.4%) であった。また、「事実確認調査を行っていない事例」は 22 件 (10.2%) で、うち 21 件が「明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」であった。

(表 7) 事実確認の実施状況

	件数	構成比 (%)
事実確認調査を行った事例	194	89.8
立入調査以外の方法により調査を行った事例	193	(89.4)
訪問調査を行った事例	149	[69.0]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	44	[20.4]
立入調査により調査を行った事例	1	(0.5)
警察が同行した事例	1	[0.5]
援助要請をしなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	22	10.2
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認調査不要と判断した事例	21	(9.7)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定してい る又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	(0.5)
※ 合 計	216	100.0

(4) 事実確認調査の結果

ア 虐待と判断された件数

事実確認調査を行った結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」は84件であった。令和4年度は60件であり、24件増加した。

(表8) 事実確認調査の結果

	件数	構成比(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	84	43.3
虐待ではないと判断した事例	70	36.1
虐待の判断に至らなかった事例	40	20.6
合計	194	100.0

イ 虐待発生要因

虐待が発生した要因は複数あるが、「虐待者の知識や情報の不足」(45.2%)、「被虐待者の認知症の症状」(44.0%)、「虐待者の理解力の不足や低下」(42.9%)、「虐待者の精神状態が安定していない」(40.5%)、等が主な要因として挙げられている。

(表9) 虐待の発生要因(複数回答・母数84)

		件数	構成比(%)	
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	32	38.1	
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	27	32.1	
	c) 孤立・補助介護者の不在等	29	34.5	
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	4	4.8	
	e) 知識や情報の不足	38	45.2	
	f) 理解力の不足や低下	36	42.9	
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	17	20.2	
	h) 障害・疾病	23	27.4	
	i) 障害疑い・疾病疑い	12	14.3	
	j) 精神状態が安定していない	34	40.5	
	k) ひきこもり	7	8.3	
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	33	39.3	
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	17	20.2	
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがらさ	20	23.8	
	o) 飲酒の影響	18	21.4	
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	6	7.1	
	q) その他	10	11.9	
	被虐待者の状況	a) 認知症の症状	37	44.0
		b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	21	25.0
		c) 身体的自立度の低さ	25	29.8
d) 排泄介助の困難さ		16	19.0	
e) 外部サービス利用に抵抗感がある		10	11.9	
f) 障害・疾病		25	29.8	
g) 障害疑い・疾病疑い		8	9.5	
h) その他		4	4.8	

家庭の要因	a) 経済的困窮・債務（経済的問題）	24	28.6
	b) 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	14	16.7
	c) (虐待者以外の) 他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	23	27.4
	d) (虐待者以外の) 配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	15	17.9
	e) その他	1	1.2
その他	a) ケアサービスの不足の問題	14	16.7
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	5	6.0
	c) その他	1	1.2

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が 73.3% と最も多く、次いで「心理的虐待」が 27.9% であった。

(表 10) 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	63	11	24	0	14
構成比(%)	73.3	12.8	27.9	0.0	16.3

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、被虐待高齢者総数 84 人と一致しない

※ 構成比は、被虐待高齢者総数 84 人に対する割合であるため、100%にならない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 虐待の深刻度

中度が 22 件（47.8%）と最も多かったが、最重度も 1 件（2.2%）発生した。

(表 11) 虐待の深刻度

	人数	構成比(%)
4（最重度）	1	2.2
3（重度）	8	17.4
2（中度）	22	47.8
1（軽度）	15	32.6
合計	46	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

※ 「複数名で判断した場合」のみ「回答」としたため、被虐待高齢者総数 84 人と一致しない。

区分	説明
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態

(6) 被虐待者・虐待者の状況

ア 性別及び年齢

被虐待高齢者は「男性」が 19.8%、「女性」が 80.2%であった。年齢別では「80～84 歳」が 30.2%と最も多く、次いで「75～79 歳」が 19.8%であった。

(表 12) 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	17	69	0	86
構成比(%)	19.8	80.2	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

(表 13) 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳以 上	不明	合計
人数	12	8	17	26	16	7	0	86
構成比(%)	14.0	9.3	19.8	30.2	18.6	8.1	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 介護保険の申請状況

介護保険が未申請の者が 30 人おり、その割合は 34.9%であった。

(表 14) 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

	人数	構成比(%)
未申請	30	34.9
申請中	4	4.7
認定済み	52	60.5
認定非該当(自立)	0	0.0
不明	0	0.0
合計	86	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分

要支援・要介護認定者 52 人における要介護状態区分では、「要介護 2」が 34.6%と最も多いが、「要介護度 3 以上」は 32.7%であった。

(表 15) 要支援・要介護認定者の要介護度

	人数	構成比(%)
要支援 1	4	7.7
要支援 2	6	11.5
要介護 1	7	13.5
要介護 2	18	34.6
要介護 3	11	21.2
要介護 4	5	9.6
要介護 5	1	1.9
不明	0	0.0
合計	52	100.0
(再掲) 要介護 3 以上	(17.0)	(32.7)

エ 認知症日常生活自立度

要支援・要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」の者は75.0%であった。
また、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は67.3%であった。

(表16) 要支援・要介護認定者のうち認知症日常生活自立度

	人 数	構成比(%)
自立又は認知症なし	2	3.8
自立度Ⅰ	11	21.2
自立度Ⅱ	26	50.0
自立度Ⅲ	11	21.2
自立度Ⅳ	1	1.9
自立度M	1	1.9
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
認知症の有無が不明	0	0.0
合 計	52	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上	(39)	(75.0)

※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある

(表17) 要支援・要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人 数	構成比(%)
自立	1	1.9
日常生活自立度（寝たきり度） J	16	30.8
” A	26	50.0
” B	7	13.5
” C	2	3.8
不明	0	0.0
合 計	52	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度）A以上	35	67.3

オ 介護保険サービスの利用状況

「介護サービスを受けている」が78.8%と最も多かった。一方、「過去も含め受けていない」者は19.2%であった。

(表18) 介護保険サービスの利用状況

	人 数	構成比(%)
介護サービスを受けている	41	78.8
過去に受けていたが判断時点では受けていない	1	1.9
過去も含め受けていない	10	19.2
不明	0	0.0
合 計	52	100.0

カ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が最も多く、54.7%であった。

(表 19) 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	47	33	5	1	0	86
構成比(%)	54.7	38.4	5.8	1.2	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

キ 家族形態

「未婚の子と同居」が 33.7%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 24.4%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」15.1%であった。

(表 20) 家族形態

	単独世帯	夫婦のみの世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他の親族と同居	非親族と同居	その他	不明	合計
人数	4	21	29	13	10	6	0	3	0	86
構成比(%)	4.7	24.4	33.7	15.1	11.6	7.0	0.0	3.5	0.0	100.0

※ 『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ク 虐待者との関係

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 51.2%と最も多く、次いで「夫」が 25.6%、「娘」が 12.8%であった。

(表 21) 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他・不明	合計
人数	22	2	44	11	1	0	1	4	0	86
構成比(%)	25.6	2.3	51.2	12.8	1.2	0.0	1.2	4.37	0.0	100.0

※ 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延人数について集計

ケ 虐待者の年齢

「50～59歳」が 31.4%と最も多く、次いで「70～79歳」が 18.6%であった。

(表 22) 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	不明	合計
人数	6	11	27	12	16	9	3	86
構成比(%)	7.0	12.8	31.4	14.0	18.6	10.5	3.4	100.0

※ 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延人数について集計

(8) 虐待への対応状況

ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 23.5%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 51.0%であった。

(表 23) 虐待への対応策としての分離の有無

	人 数	構成比(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	23	23.5
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	50	51.0
調査基準日において対応を検討・調整中の事例	0	0.0
虐待判断時点で既に分離状態の事例	22	22.4
その他	3	3.1
合 計	98	100.0

※ 本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計

イ 分離を行った事例の対応

被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 23 件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 26.1%と最も多かった。

(表 24) 分離を行った事例の対応内訳

	人 数	構成比(%)	うち面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	6	26.1	1
老人福祉法に基づくやむをえない事由等による措置	2	8.7	1
緊急一時保護	3	13.0	1
医療機関への一時入院	3	13.0	1
上記以外の住まい・施設等の利用	4	17.4	2
虐待者を高齢者から分離（転居等）	3	13.0	1
その他	2	8.7	2
合 計	23	100.0	9

ウ 分離していない事例の対応

被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 50 件における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 62.0%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が 30.0%、「利用している介護保険サービスのケアプランの見直し」が 18.0%であった。

(表 25) 分離していない事例の対応内訳（複数回答）

	人 数	構成比(%)	
経過観察(見守り)	15	30.0	
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	31	62.0
	養護者が介護負担を軽減するための事業に参加	2	4.0
	被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	5	10.0
	利用している介護保険サービスのケアプランを見直し	9	18.0
	被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	0	0.0
	その他	8	16.0
合 計	50		

※ 構成比は分離を行っていない事例 50 人に対する割合

エ 権利擁護に関する対応状況

市町村長申立による成年後見制度の申立が 1 件、「日常生活自立支援事業利用開始」が 2 件であった。

(表 26) 成年後見制度の利用状況

		人数
成年後見制度利用開始済		1
成年後見制度利用手続き中		1
(内数)	市町村長申立有り	1
	市町村長申立無し	1

(表 27) 日常生活自立支援事業利用状況

	人数
日常生活自立支援事業利用開始	2

(9) 虐待等による死亡事例

虐待等による死亡事例は、0件であった。

3 市町村における高齢者虐待防止推進のための体制整備について

実施率をみると、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」が96.0%、「住民、民生委員、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組」、「虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言」が92.0%、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が88.0%、「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるように生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化」が84.0%と、8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、「指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が0.0%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が12.0%、「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるように保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」が20.0%と、実施率が低くなっている。

(表 28) 市町村における体制整備に関する調査票の集計結果

		実施済 市町村数	構成割合 ※(%)
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(※1)	18	72.0
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修(※2)	11	44.0
	高齢者虐待に関する講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動(※3)	12	48.0
	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の必要性等)(※4)	16	64.0
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の必要性等)(※5)	14	56.0
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	20	80.0
ネットワーク構築	住民、民生委員、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	23	92.0
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	12	48.0
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	28.0

行政機関連携	成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	22	88.0
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	18	72.0
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	12	48.0
	老人福祉法に規定する措置を採るために必要な居室確保に係る関係機関との調整	17	68.0
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	21	84.0
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	5	20.0
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	23	92.0
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	24	96.0
	終了した虐待事案の事後検証	7	28.0
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配付）	7	28.0
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	3	12.0
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	15	60.0
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	0	0.0
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会の設置状況等）	11	44.0
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	17	68.0
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	18	72.0
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	11	44.0	

※ 構成割合は、県内の市町村数(25)に対して実施している市町村数の割合を示す。

(※1～※5)は、調査対象年度中の実施